

高校1年生

中等4年生

7月以降の就学支援金の手続きについて

(令和7年4月～6月分の就学支援金判定区分が「所得制限(対象外)」により不認定の方)

鈴鹿高等学校
鈴鹿中等教育学校

7月以降の就学支援金の手続きについてお知らせします。

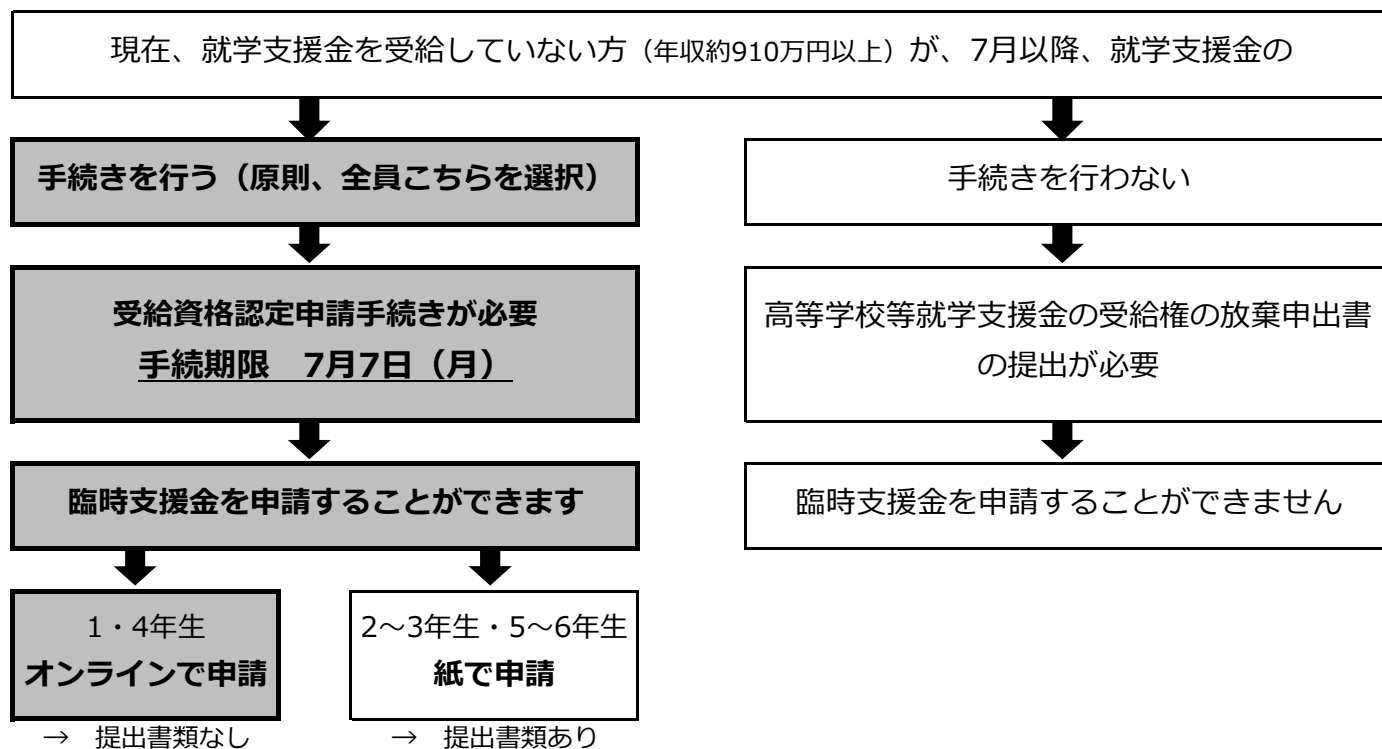
本案内文書と併せて令和7年4月～6月分の就学支援金の判定区分について、クラスで通知書(茶封筒)を配付しましたので、必ず確認してください。

令和7年4月～6月分の就学支援金を受給していない方は、7月以降の就学支援金の手続きを行い、引き続き「所得制限(対象外)」に該当すると、4月に遡って「臨時支援金(月額 9,900円)」を申請することができます。

今回、就学支援金の手続きを行わない場合は、臨時支援金を申請することができませんのでご注意ください。

原則、本案内文書を受け取った全員が7月以降の就学支援金の手続きを行う必要があります。

7月以降の手続きチェック表



手続き方法

今回手続き必要(全員)

7月以降、①就学支援金または②臨時支援金のどちらに該当するか把握するため、**全員が「就学支援金オンライン申請システム(e-shien)」にて再度、受給資格認定の申請を行う必要があります。**

4月に登録した保護者等情報(名前や個人番号等)はリセットされているため、再度入力してください。

手続き期限

7月7日(月)まで

申請前に確認していただきたいこと

①住所地(課税地)の確認

今回の申請で登録が必要な情報は、**令和7年1月1日現在の住所地(課税地)**です。

現住所の住所地ではありません。基準日以降に引越しや海外赴任等をした場合は注意が必要です。

②税の申告状況の確認

無職・専業主婦(夫)等により、令和6年1月分～12月分の収入申告を行っていない方は税額の照会ができないため、事前に市役所等で「無収入」の申告をしてください。また、自営業等で確定申告が完了していない方は、税務署で速やかに手続きを行ってください。

①就学支援金の申請における注意事項

[保護者等について(※1)]

- ・生徒に対して親権を行う者のことであり、原則、父母(養子に対しては養父母)が共同して親権者となります。

※再婚の場合

→ 再婚相手が生徒と養子縁組等を行った場合、父母が生徒の親権者です。

再婚相手が生徒と養子縁組等を行っておらず生徒の親権者ではない場合、再婚相手は本制度における保護者等には該当しないため、実際に父母がいたとしても父または母どちらか一方のみが親権者です。

※離婚の場合

→ どちらか一方が親権者です。別居等により同居していない場合も、離婚成立前は原則父母が親権者です。

※海外在住等の場合(今回は令和7年1月1日現在の住民票がある住所で判断します)

→ 保護者等の全員または一部が課税期日に日本国内に在住しておらず、所得確認ができない場合、日本国内に在住の保護者等のみの所得により基準該当性を判定します。該当すると判定された場合、「加算なし」に該当します。

→ 現在、海外在住等により国内に住民票がない場合も、マイナンバー制度導入時(平成27年10月5日時点)に日本国内に住民票があれば「通知カード」の交付を受けているため、マイナンバーの入力が必要です。

マイナンバー制度導入時に日本国内に住民票がなく「通知カード」の交付を受けていない場合、入力は不要です。

[所得の確認方法について(※2)]

- ・保護者等の所得を確認する際は、マイナンバーにより県が所得情報を照会し、所得確認を行います。

※マイナンバーを提出して認定を受けた場合、入学時に一度申請手続きを行えば、その年の7月及び翌年以降の7月に行う更新の申請手続きは不要です。

ただし、所得制限(対象外)の方が、令和7年7月分から新たに該当する場合、再度Web登録手続きが必要です。

また、年度途中で保護者等の変更(婚姻・離婚・死別)や、判定基準額の変更(収入の修正申告や税の更正決定による市町村民税の課税標準額及び調整控除の変更)があった場合は、速やかに申し出てください。

※収入申告(源泉徴収又は青色申告)をしていない方は税額照会ができないため、必ず税の申告をしてください。

詳しくは、市町村の税務担当窓口でご相談ください。

①就学支援金の手続方法

今回手続きが必要(全員) 7月7日まで

[事前に準備するもの]

- ・パソコン、スマートフォン
- ・ログインID通知書(茶封筒) → 4月にクラスで配付(紛失した場合は事務局で再発行可)
- ・保護者等のマイナンバーがわかるもの(個人番号カード・通知カード・個人番号が記載された住民票)

<1> 就学支援金オンライン申請システム(e-shien)にログインする (利用マニュアルP5)

就学支援金オンライン申請システム(e-shien)にアクセスし、クラスで配付した「ログインID通知書」に記載のあるログインIDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンをクリックしてください。

※「ログインID通知書」は、卒業まで使用しますので大切に保管してください。

e-shienへのアクセスはこちら ↓
<https://www.e-shien.mext.go.jp>



e-shien操作方法の利用マニュアル(新規申請編)はこちら ↓
<https://youtu.be/mjP54vzAS3s>



※収入状況提出方法は「個人番号を入力する」を選択



<2> 認定申請登録(生徒情報/学校情報/保護者等情報)を行う (利用マニュアルP8~&P19~)

「認定申請」ボタンをクリックし、学校が登録した情報が正しいことを確認してください。

- ・**生徒情報** → 誤りがある場合はご自身で訂正し、「学校情報入力」ボタンをクリックします。
事務処理の都合上、メールアドレスは登録しないでください。
- ・**学校情報** → 入力内容を訂正せず、「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。
過去に他の学校(高等学校等)に在籍した期間がある場合は、学校の名称・在学期間を入力し、「受給資格消滅通知」が届き次第、事務局に提出してください。
- ・**保護者等情報** → 保護者等の情報(個人情報・収入状況提出方法・生活保護関係情報・課税地情報)を登録します。

□収入状況提出方法の選択

マイナンバーカードの有無に関わらず原則
「個人番号を入力する」を選択してください。

「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」を選択すると三重県私学課で個人番号を利用した課税情報の取得ができず、毎年度申請者が収入状況届を提出する必要があることや、不備があった際の認定業務に遅れが生じます。申請者や学校の利便性及び効率性を考慮し、本校では「個人番号を入力する」の選択を推奨しています。
e-shienに入力した個人番号は学校で確認することは出来ませんのでご安心ください。

収入状況提出方法 **必須**

☒ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

次の画面で個人番号カードを使用して、収入状況（課税情報等）を取得し、提出します。
個人番号カードを所有している場合に選択できます。

個人番号カードの使用について

☒ 個人番号を入力する

申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

☒ システム外で個人番号カードの写し等を提出する

上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

□生活保護関係情報の選択

生活保護を受給している場合は、「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。

生活保護関係情報 **必須**

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合）は、市区町村に「-」を選択してください。

☐ 受給あり ☒ 受給なし

□課税地情報の入力

基準日「**令和7年1月1日現在**」の住民票の届出住所を入力してください。
※基準日に海外に在住しており、住民税が課されていない場合、現住所の都道府県・市区町村は選択しないでください。

課税地情報 **必須**

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合には、□にチェックを付けてください。

都道府県

入力しない → --選択してください--

市区町村

入力しない → --選択してください--

ここにチェック☐ → ☐ 日本国内に住所を有していない。

□個人番号の入力

保護者等の個人番号を入力してください。
生徒の個人番号を入力する項目はありません。

☒ 個人番号を入力する

申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

個人番号 **必須**

(例) 1234 5678 9012

<3> 入力した情報が正しいことを確認して申請する (利用マニュアルP20)

全ての項目を入力後、「入力内容確認（一時保存）」ボタンをクリックし、生徒情報／学校情報／保護者等情報が正しいことを確認してから、「本内容で申請する」ボタンをクリックしてください。

→ **受給資格認定の申請は完了です。**

世帯の年収目安別 対象制度一覧

年収目安	約270 万円未満	約270～350万円	約350～590万円	約590～910万円	約910万円以上
①就学支援金	対象（加算あり） 1年生 月額 33,000円／2～3年生・4～6年生 月額 32,500円			対象（加算なし） 月額 9,900円	所得制限 （対象外）
②臨時支援金					対象 月額 9,900円
③授業料減免補助金 【就学支援金への上乗せ補助】				対象 月額 1,000円	
④奨学給付金 【通常申請・家計急変】	対象 （通常申請）	対象 家計急変事由に該当し約270万円未満になった場合			
⑤就学支援金 【家計急変支援】				対象 家計急変事由に該当し約590万円未満になった場合	

①高等学校等就学支援金（令和7年7月分～令和8年6月分）

制度の概要

御家庭の教育費負担軽減を図るための国による授業料支援の仕組みで、全国の約8割の生徒が利用しています。貸与型の奨学金とは異なり授業料に対する国からの支援であるため、返還不要です。

受給資格

- ・高等学校や中等教育学校（後期課程）等に在学する、日本国内に住所を有する方
- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業または修了していない方
- ・過去に高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は48月）を超えない方
- ・**保護者等の所得の「判定基準額 ※」が、304,200円未満である方＝年収目安が約910万円未満程度**

※「判定基準額」の計算式（政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じて計算）

課税標準額は「税の特別徴収税額通知書（勤務先で取得）」「納税通知書（市町村で取得）」にて確認可

$$\boxed{\text{市町村民税の課税標準額}} \times 6\% - \boxed{\text{市町村民税の調整控除の額}} = \boxed{\text{判定基準額 ※}}$$

支給額

保護者等の所得の判定基準額に応じて異なります。（注意事項 ※1、※2）

※年収目安は、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わります。

判定区分	年収目安	判定基準額 ※	①就学支援金	②臨時支援金	③授業料減免補助金
加算あり	約 590 万円未満	154,500円未満	33,000円 or 32,500円 (年額396,000円 or 390,000円)	0円	0円
加算なし	約 590 万円以上 約 910 万円未満	154,500円以上 304,200円未満	9,900円 (年額118,800円)	0円	1,000円 (年額12,000円)
所得制限 (対象外)	約 910 万円以上	304,200円以上	0円	9,900円 (上限 年額118,800円)	0円

支給方法

学校が生徒本人に代わって受け取り授業料に充当します。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

※授業料と就学支援金との差額（学習教材費・行事積立金・教科書代等）は、別途負担する必要があります。

②高校生等臨時支援金（令和7年度新設）

制度の概要

①就学支援金で所得制限を受けている年収が約910万円以上の世帯を対象に授業料を支援する国の制度です。

支給額

月額 9,900円（上限 年額 118,800円）

支給方法

学校が生徒本人に代わって受け取り授業料に充当します。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

手続方法

今回手続き不要

※後日申請手続きを行います。

就学支援金・臨時支援金

詳細はこちら → → →



日本語



英語

③私立高等学校等授業料減免補助金【就学支援金への上乗せ補助】

制度の概要

年収が約590万円以上～910万円未満の世帯を対象に授業料を支援する県の制度です。

支給額

月額 1,000円（年額 12,000円）

支給方法

学校が生徒本人に代わって受け取り授業料に充当します。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

手続方法

今回手続き不要

※就学支援金の判定区分決定後の9月頃（予定）に申請手続きを行います。

※クラスで生徒が「授業料減免申請書（様式A-2）」に記入することで手続きは完了します。

④高校生等奨学給付金【通常申請・家計急変】

制度の概要

（三重県の場合）

令和7年7月1日現在、生活保護世帯・住民税非課税世帯（＝年収目安が約270万円未満）を対象に、授業料以外の教育費（教科書代・教材費等）を支援する国と県の制度です。給付金のため返還不要です。

また、家計急変事由（被災害・病気療養・離婚・死別・倒産・失業等）が発生して収入が激減し、保護者等全員が住民税所得割非課税相当になった世帯が対象の「家計急変」制度もあります。この場合、申請月によって支給額が異なります。詳しくは後日お知らせします。

支給額

（通常申請の場合）

☐生活保護世帯 年額 52,600円

☐非課税世帯 年額 152,000円

奨学給付金

詳細はこちら → → →



日本語



英語

支給方法

原則、三重県から保護者等の指定口座へ直接振込

手続方法

今回手続き不要

※就学支援金の7月分以降の判定区分決定後、8月頃（予定）に学校から該当者に申請書類を送付します。

⑤高等学校等就学支援金【家計急変支援】

制度の概要

家計急変事由（負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職等）が発生し、年収が約590万円未満相当まで減少した世帯を対象に授業料を支援する国の制度です。

支給限度額

月額 33,000円 or 月額 32,500円（既に就学支援金を受給している場合はその差額が上限）

支給方法

学校が生徒本人に代わって受け取り授業料に充当します。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

手続方法

今回手続き不要

※家計急変事由が発生した場合、事務担当までお問合せください。

各制度につきまして、ご不明な点がございましたら、担当までお問合せください。